

(3) 都道府県のラスパイレス指数の状況《指数が高い順》

平成25年4月1日現在

＜第3表 都道府県のラスパイレス指数＞

順位	都道府県名	H25.4.1		H24.4.1		
		指数	参考値	指数	参考値	順位
1	静岡県	111.3	102.8	111.7	103.2	1
2	東京都	111.1	102.7	110.4	102.0	4
3	栃木県	110.2	101.9	104.9	97.0	40
3	福岡県	110.2	101.9	110.3	101.9	8
5	埼玉県	109.8	101.5	110.4	102.1	4
6	千葉県	109.7	101.4	110.5	102.2	3
7	茨城県	109.3	101.0	109.4	101.1	11
7	群馬県	109.3	101.0	109.7	101.4	9
9	宮城県	109.2	100.9	110.6	102.2	2
10	三重県	109.1	100.9	106.2	98.2	36
11	福島県	109.0	100.7	109.7	101.4	9
12	山形県	108.8	100.5	108.7	100.5	16
12	熊本県	108.8	100.6	109.0	100.8	13
14	愛知県	108.7	100.4	109.1	100.8	12
14	奈良県	108.7	100.4	108.8	100.5	14
16	和歌山県	108.6	100.3	108.7	100.4	16
17	新潟県	108.5	100.2	108.6	100.4	18
17	大分県	108.5	100.3	108.8	100.5	14
19	山梨県	108.3	100.1	108.3	100.1	20
19	山口県	108.3	100.1	108.5	100.3	19
21	滋賀県	107.9	99.7	107.3	99.2	31
22	富山県	107.8	99.6	107.7	99.6	24
22	岡山県	107.8	99.6	100.2	92.6	47
22	佐賀県	107.8	99.6	108.3	100.1	20

順位	都道府県名	H25.4.1		H24.4.1		
		指数	参考値	指数	参考値	順位
25	広島県	107.7	99.5	107.7	99.6	24
26	石川県	107.6	99.4	107.7	99.6	24
27	福井県	107.5	99.3	107.8	99.6	23
28	長崎県	107.3	99.2	108.0	99.8	22
29	青森県	107.2	99.1	107.7	99.5	24
30	京都府	107.1	98.9	107.6	99.5	28
30	愛媛県	107.1	98.9	107.4	99.3	29
32	沖縄県	107.0	98.9	107.4	99.3	29
33	秋田県	106.9	98.8	110.4	102.0	4
34	高知県	106.7	98.6	106.9	98.8	33
35	岩手県	106.5	98.5	107.1	99.0	32
35	長野県	106.5	98.4	106.3	98.2	35
37	岐阜県	106.4	98.3	102.7	95.0	43
38	神奈川県	105.9	97.9	110.4	102.1	4
38	香川県	105.9	97.9	106.0	97.9	37
40	兵庫県	105.8	97.8	105.8	97.8	38
40	宮崎県	105.8	97.8	106.5	98.4	34
40	鹿児島県	105.8	97.7	104.6	96.7	42
43	島根県	105.5	97.5	104.9	97.0	40
44	徳島県	105.0	97.0	105.6	97.6	39
45	北海道	101.9	94.1	102.1	94.4	44
46	大阪府	101.2	93.5	101.4	93.8	45
47	鳥取県	99.1	91.6	101.2	93.6	46

(4) 指定都市のラスパイレス指数の状況《指数が高い順》

＜第4表 指定都市のラスパイレス指数＞

順位	指定都市名	H25.4.1		H24.4.1		
		指数	参考値	指数	参考値	順位
1	川崎市	112.3	103.8	112.2	103.7	2
2	横浜市	111.9	103.4	112.0	103.5	3
3	名古屋市	111.6	103.1	112.5	104.0	1
4	北九州市	111.5	103.0	111.6	103.1	4
5	静岡市	111.0	102.6	111.3	102.9	5
6	福岡市	110.7	102.3	110.5	102.2	8
7	さいたま市	110.4	102.0	110.0	101.7	9
7	千葉市	110.4	102.0	109.6	101.3	11
9	京都市	110.3	101.9	111.1	102.7	6
9	神戸市	110.3	101.9	110.6	102.2	7

順位	指定都市名	H25.4.1		H24.4.1		
		指数	参考値	指数	参考値	順位
11	仙台市	109.5	101.2	109.9	101.6	10
12	岡山市	109.1	100.8	109.5	101.2	12
13	札幌市	108.8	100.5	108.9	100.6	14
14	相模原市	108.5	100.2	109.0	100.7	13
15	広島市	108.1	99.9	108.1	99.9	16
16	熊本市	107.7	99.5	108.6	100.3	15
17	新潟市	107.3	99.2	107.7	99.6	17
18	浜松市	105.9	97.9	105.8	97.8	19
19	大阪市	104.4	96.4	103.8	95.9	20
20	堺市	102.7	94.9	106.3	98.3	18

(5) 中核市(全42市)のラスパイレス指数の状況<指数が高い順>

平成25年4月1日現在

<第5表 中核市(全42市)のラスパイレス指数>

順位	中核市名	H25.4.1		H24.4.1		順位
		指数	参考値	指数	参考値	
1	西宮市	111.5	103.0	112.4	103.9	1
2	郡山市	111.3	102.8	111.1	102.7	2
3	宇都宮市	110.5	102.1	110.5	102.2	5
3	大津市	110.5	102.1	110.2	101.9	7
5	大分市	110.3	101.9	110.5	102.1	5
6	船橋市	110.2	101.9	110.6	102.2	4
6	豊田市	110.2	101.8	111.0	102.6	3
8	柏市	110.1	101.7	109.8	101.4	10
9	姫路市	110.0	101.6	109.8	101.5	10
10	岐阜市	109.8	101.5	109.7	101.4	13
11	岡崎市	109.7	101.4	109.8	101.5	10
12	いわき市	109.4	101.1	109.7	101.4	13
12	倉敷市	109.4	101.1	109.4	101.1	16
14	横須賀市	109.3	101.0	109.9	101.6	8
15	福山市	109.2	100.9	108.9	100.6	20
16	川越市	109.1	100.8	109.2	100.9	18
16	鹿児島市	109.1	100.8	109.9	101.6	8
18	豊橋市	109.0	100.8	109.0	100.7	19
19	富山市	108.8	100.6	108.8	100.6	21
20	下関市	108.7	100.5	108.8	100.6	21
21	宮崎市	108.4	100.2	109.6	101.3	15
22	金沢市	108.2	100.0	108.3	100.1	26
23	盛岡市	108.1	99.9	108.1	99.9	28
23	秋田市	108.1	99.9	108.8	100.5	21
23	松山市	108.1	99.9	108.4	100.2	25
23	高知市	108.1	99.9	107.5	99.3	33
27	久留米市	107.8	99.6	108.2	100.0	27
28	東大阪市	107.6	99.4	108.8	100.6	21
29	高崎市	107.5	99.4	107.7	99.6	32
29	和歌山市	107.5	99.3	108.0	99.8	29
31	長野市	107.4	99.3	107.9	99.7	30
32	青森市	107.3	99.1	107.9	99.7	30
32	高松市	107.3	99.2	109.3	101.0	17
34	前橋市	107.1	99.0	107.2	99.1	37
34	長崎市	107.1	99.0	107.4	99.3	34
36	旭川市	107.0	98.9	106.7	98.7	39
36	豊中市	107.0	98.8	107.0	98.9	38
38	高槻市	106.9	98.8	107.3	99.1	36
39	尼崎市	106.3	98.2	107.4	99.3	34
40	那覇市	106.1	98.0	106.5	98.4	—
41	奈良市	105.6	97.5	104.9	96.9	40
42	函館市	99.6	92.0	100.6	93.0	41

※那覇市は、平成25年4月1日に中核市に移行した。

(6) 市区町村（指定都市及び中核市を除く。全1,680団体）のラスパイレス指数の状況

<第6表 市区町村のラスパイレス指数上位50団体及び下位50団体>

平成25年4月1日現在

(上位団体)

順位	市区町村名		H25.4.1		H24.4.1		
			指数	参考値	指数	参考値	順位
1	兵庫県	芦屋市	114.0	105.3	113.7	105.1	1
2	千葉県	八千代市	112.4	103.8	111.1	102.6	22
3	兵庫県	伊丹市	112.3	103.8	111.2	102.8	20
4	千葉県	松戸市	112.0	103.5	111.0	102.6	25
5	千葉県	芝山町	111.9	103.4	110.4	102.0	45
6	東京都	武蔵野市	111.8	103.2	110.8	102.3	32
7	埼玉県	熊谷市	111.6	103.0	112.1	103.5	7
8	埼玉県	川口市	111.5	103.0	111.4	103.0	17
8	千葉県	市川市	111.5	103.0	112.4	103.9	6
8	千葉県	神崎町	111.5	102.9	112.7	103.9	5
11	東京都	町田市	111.3	102.9	110.4	102.1	45
11	東京都	福生市	111.3	102.8	109.6	101.3	83
11	愛知県	東海市	111.3	102.9	111.2	102.8	20
14	千葉県	市原市	111.2	102.7	111.5	103.0	15
14	東京都	稲城市	111.2	102.7	110.3	101.9	51
14	三重県	四日市市	111.2	102.7	110.8	102.4	32
17	埼玉県	上尾市	111.1	102.6	111.4	103.0	17
17	埼玉県	戸田市	111.1	102.7	111.9	103.4	10
17	千葉県	我孫子市	111.1	102.6	111.6	103.1	14
17	千葉県	袖ヶ浦市	111.1	102.7	110.7	102.4	36
17	東京都	小金井市	111.1	102.6	110.6	102.1	40
22	埼玉県	越谷市	111.0	102.5	110.3	102.0	51
22	埼玉県	桶川市	111.0	102.6	111.9	103.5	10
22	静岡県	熱海市	111.0	102.5	110.4	102.0	45
22	静岡県	三島市	111.0	102.5	110.7	102.2	36
22	兵庫県	三田市	111.0	102.6	111.3	102.9	19
22	長崎県	時津町	111.0	102.5	111.0	102.5	25
28	東京都	瑞穂町	110.9	102.4	109.3	101.0	112
28	愛知県	岩倉市	110.9	102.5	110.8	102.4	32
30	埼玉県	滑川町	110.8	102.4	111.0	102.5	25
30	千葉県	鎌ヶ谷市	110.8	102.3	112.0	103.5	9
30	東京都	調布市	110.8	102.3	110.8	102.3	32
30	愛知県	犬山市	110.8	102.4	111.0	102.6	25
34	神奈川県	藤沢市	110.7	102.3	113.4	104.8	3
34	静岡県	沼津市	110.7	102.3	110.6	102.3	40
34	広島県	竹原市	110.7	102.2	111.0	102.6	25
37	埼玉県	入間市	110.6	102.2	110.4	102.0	45
37	静岡県	御殿場市	110.6	102.2	111.1	102.7	22
39	埼玉県	八潮市	110.5	102.0	111.5	103.0	15
39	大阪府	阪南市	110.5	102.0	108.8	100.5	167
39	大分県	日田市	110.5	102.1	110.7	102.3	36
42	東京都	国分寺市	110.4	102.0	109.2	100.9	119
42	東京都	狛江市	110.4	101.9	109.4	101.0	101
42	東京都	羽村市	110.4	101.9	109.4	101.1	101
42	神奈川県	開成町	110.4	102.0	109.4	101.1	101
42	静岡県	藤枝市	110.4	102.0	110.0	101.7	63
47	埼玉県	和光市	110.3	101.9	110.2	101.9	56
47	埼玉県	北本市	110.3	101.9	110.3	101.9	51
47	千葉県	佐倉市	110.3	101.9	111.0	102.5	25
47	岡山県	玉野市	110.3	101.9	109.7	101.4	76
47	福岡県	行橋市	110.3	101.9	111.1	102.7	22

(下位団体)

順位	市区町村名		H25.4.1		H24.4.1		
			指数	参考値	指数	参考値	順位
1	大分県	姫島村	78.6	72.5	78.9	72.9	1
2	新潟県	粟島浦村	79.6	73.4	81.6	75.3	2
3	北海道	夕張市	83.1	76.7	82.4	76.1	3
4	北海道	留萌市	85.5	79.0	85.5	79.0	4
5	青森県	大鰐町	87.7	81.0	89.2	82.4	5
6	沖縄県	多良間村	88.2	81.4	90.5	83.4	8
7	沖縄県	与那国町	89.7	82.7	94.0	86.9	26
8	京都府	笠置町	90.9	83.9	93.3	86.0	19
8	鹿児島県	与論町	90.9	83.9	89.9	83.0	7
10	鹿児島県	伊仙町	91.0	84.0	89.2	82.4	5
11	愛媛県	上島町	91.4	84.4	92.5	85.5	12
12	沖縄県	座間味村	92.2	85.0	105.2	97.1	929
13	沖縄県	伊平屋村	92.3	85.3	91.1	84.1	9
14	東京都	御蔵島村	92.8	85.6	92.5	85.4	12
14	石川県	穴水町	92.8	85.8	93.6	86.5	22
16	埼玉県	皆野町	93.0	85.9	92.5	85.4	12
16	石川県	中能登町	93.0	85.9	92.5	85.5	12
18	福井県	池田町	93.4	86.2	92.5	85.4	12
18	沖縄県	粟国村	93.4	86.2	92.0	84.8	11
20	鹿児島県	徳之島町	93.5	86.4	93.5	86.4	21
21	奈良県	天川村	93.9	86.7	93.6	86.5	22
22	奈良県	下北山村	94.0	86.7	92.5	85.3	12
22	愛媛県	愛南町	94.0	86.8	93.3	86.2	19
24	沖縄県	北大東村	94.1	86.9	94.4	87.3	29
25	石川県	宝達志水町	94.2	86.9	94.1	86.8	27
26	沖縄県	東村	94.3	87.0	95.6	88.2	39

順位	市区町村名		H25.4.1		H24.4.1		
			指数	参考値	指数	参考値	順位
26	沖縄県	渡名喜村	94.3	87.1	94.7	87.4	30
28	青森県	黒石市	94.7	87.5	93.7	86.6	24
29	秋田県	井川町	95.0	87.8	96.1	88.8	43
30	東京都	青ヶ島村	95.2	88.3	94.7	87.8	30
31	愛媛県	伊方町	95.3	88.0	94.8	87.6	32
32	岐阜県	白川町	95.4	88.0	93.7	86.5	24
33	秋田県	八郎潟町	95.5	88.4	95.6	88.5	39
33	群馬県	神流町	95.5	88.3	96.9	89.6	51
35	沖縄県	南大東村	95.6	88.3	94.3	87.2	28
36	愛知県	東栄町	95.7	88.4	96.1	88.7	43
36	高知県	佐川町	95.7	88.4	99.4	91.7	168
38	岩手県	田野畑村	95.8	88.5	96.9	89.4	51
38	大阪府	泉佐野市	95.8	88.4	94.9	87.7	34
40	群馬県	上野村	95.9	88.6	97.9	90.4	84
41	鹿児島県	阿久根市	96.0	88.7	97.3	89.8	64
42	長野県	泰阜村	96.1	88.6	96.1	88.7	43
43	東京都	三宅村	96.2	88.9	95.5	88.2	37
43	岐阜県	東白川村	96.2	88.7	97.2	89.8	62
43	和歌山県	高野町	96.2	88.9	97.5	90.1	69
46	宮崎県	西米良村	96.4	89.1	96.0	88.6	42
47	奈良県	上牧町	96.5	89.1	92.5	85.4	12
48	岐阜県	池田町	96.6	89.2	96.6	89.2	48
48	熊本県	産山村	96.6	89.1	97.8	90.2	80
50	福島県	泉崎村	96.7	89.1	97.6	90.0	71
50	山梨県	小菅村	96.7	89.4	97.2	89.8	62
50	奈良県	上北山村	96.7	89.2	95.3	87.9	36

(7) 都道府県のラスパイレス指数の状況 (H25.7.1現在) ≪指数が高い順≫

平成25年7月1日現在

<第7表 都道府県のラスパイレス指数>

順位	都道府県名	H25.7.1		H25.4.1	
		指数	指数	順位	
1	東京都	111.1	111.1	2	
1	静岡県	111.1	111.3	1	
3	山形県	108.8	108.8	12	
4	愛知県	108.6	108.7	14	
5	新潟県	108.5	108.5	17	
6	香川県	105.7	105.9	38	
7	三重県	103.4	109.1	10	
8	神奈川県	102.8	105.9	38	
9	栃木県	102.7	110.2	3	
10	秋田県	101.7	106.9	33	
10	岐阜県	101.7	106.4	37	
12	福岡県	101.6	110.2	3	
13	千葉県	101.5	109.7	6	
14	埼玉県	101.4	109.8	5	
15	茨城県	101.3	109.3	7	
16	福島県	101.2	109.0	11	
16	大阪府	101.2	101.2	46	
18	群馬県	101.1	109.3	7	
19	和歌山県	100.9	108.6	16	
20	徳島県	100.8	105.0	44	
21	宮城県	100.6	109.2	9	
21	滋賀県	100.6	107.9	21	
21	兵庫県	100.6	105.8	40	
24	山梨県	100.4	108.3	19	

順位	都道府県名	H25.7.1		H25.4.1	
		指数	指数	順位	
24	奈良県	100.4	108.7	14	
24	熊本県	100.4	108.8	12	
24	大分県	100.4	108.5	17	
28	山口県	100.3	108.3	19	
29	長野県	100.0	106.5	35	
29	島根県	100.0	105.5	43	
31	石川県	99.9	107.6	26	
31	愛媛県	99.9	107.1	30	
33	岡山県	99.7	107.8	22	
33	高知県	99.7	106.7	34	
35	富山県	99.6	107.8	22	
35	福井県	99.6	107.5	27	
35	広島県	99.6	107.7	25	
38	青森県	99.5	107.2	29	
38	京都府	99.5	107.1	30	
38	宮崎県	99.5	105.8	40	
41	北海道	99.3	101.9	45	
41	佐賀県	99.3	107.8	22	
41	沖縄県	99.3	107.0	32	
44	鹿児島県	99.2	105.8	40	
45	岩手県	99.0	106.5	35	
45	鳥取県	99.0	99.1	47	
47	長崎県	98.9	107.3	28	

(8) 指定都市のラスパイレス指数の状況 (H25.7.1現在) ≪指数が高い順≫

<第8表 指定都市のラスパイレス指数>

順位	指定都市名	H25.7.1		H25.4.1	
		指数	指数	順位	
1	川崎市	112.0	112.3	1	
2	静岡市	111.0	111.0	5	
3	仙台市	109.3	109.5	11	
4	岡山市	109.0	109.1	12	
5	札幌市	108.4	108.8	13	
6	名古屋市	108.1	111.6	3	
7	新潟市	107.1	107.3	17	
8	神戸市	107.0	110.3	9	
9	横浜市	106.2	111.9	2	
10	浜松市	105.6	105.9	18	

順位	指定都市名	H25.7.1		H25.4.1	
		指数	指数	順位	
11	京都市	105.4	110.3	9	
12	千葉市	105.1	110.4	7	
13	大阪市	104.3	104.4	19	
14	北九州市	103.3	111.5	4	
15	福岡市	103.0	110.7	6	
16	堺市	102.5	102.7	20	
17	さいたま市	102.3	110.4	7	
17	相模原市	102.3	108.5	14	
19	広島市	101.5	108.1	15	
20	熊本市	99.7	107.7	16	

(9) 中核市(全42市)のラスパイレス指数の状況(H25.7.1現在)《指数が高い順》

平成25年7月1日現在

<第9表 中核市(全42市)のラスパイレス指数>

順位	中核市名	H25.7.1	H25.4.1	
		指数	指数	順位
1	西宮市	113.4	111.5	1
2	柏市	111.5	110.1	8
3	郡山市	110.7	111.3	2
4	大津市	110.4	110.5	3
5	豊田市	110.2	110.2	6
6	船橋市	110.0	110.2	6
7	岡崎市	109.7	109.7	11
8	いわき市	109.3	109.4	12
9	福山市	109.1	109.2	15
10	横須賀市	109.0	109.3	14
11	川越市	108.9	109.1	16
11	大分市	108.9	110.3	5
13	秋田市	107.9	108.1	23
13	高知市	107.9	108.1	23
15	東大阪市	107.4	107.6	28
16	長野市	107.3	107.4	31
17	前橋市	107.1	107.1	34
18	青森市	106.9	107.3	32
19	豊中市	106.8	107.0	36
20	旭川市	106.7	107.0	36
21	高槻市	106.6	106.9	38
22	尼崎市	106.0	106.3	39
23	岐阜市	105.7	109.8	10
23	那覇市	105.7	106.1	40
25	豊橋市	104.6	109.0	18
26	高松市	104.4	107.3	32
27	和歌山市	103.6	107.5	29
28	宮崎市	103.0	108.4	21
29	下関市	102.7	108.7	20
30	宇都宮市	102.5	110.5	3
31	倉敷市	102.2	109.4	12
32	長崎市	101.6	107.1	34
33	姫路市	101.4	110.0	9
34	富山市	100.6	108.8	19
35	鹿児島市	100.4	109.1	16
36	松山市	100.0	108.1	23
37	金沢市	99.8	108.2	22
37	奈良市	99.8	105.6	41
39	盛岡市	99.7	108.1	23
39	久留米市	99.7	107.8	27
41	函館市	99.4	99.6	42
42	高崎市	99.3	107.5	29

(10) 市区町村（指定都市及び中核市を除く。全1,680団体）のラスパイレス指数の状況（H25.7.1現在）

<第10表 市区町村のラスパイレス指数上位50団体及び下位50団体>

平成25年7月1日現在

(上位団体)

順位	団体名	H25.7.1	H25.4.1	
		指数	指数	順位
1	兵庫県芦屋市	113.8	114.0	1
2	東京都武蔵野市	113.2	111.8	6
3	千葉県我孫子市	112.7	111.1	17
4	大阪府松原市	112.4	108.5	184
5	東京都小金井市	112.3	111.1	17
6	千葉県八千代市	112.2	112.4	2
6	神奈川県藤沢市	112.2	110.7	34
6	兵庫県伊丹市	112.2	112.3	3
9	千葉県鎌ヶ谷市	112.1	110.8	30
10	静岡県御殿場市	111.8	110.6	37
11	福島県福島市	111.7	109.7	75
11	東京都国分寺市	111.7	110.4	42
13	千葉県松戸市	111.5	112.0	4
13	静岡県富士市	111.5	110.1	57
15	千葉県芝山町	111.4	111.9	5
16	愛知県東海市	111.3	111.3	11
17	千葉県市川市	111.2	111.5	8
17	東京都町田市	111.2	111.3	11
17	東京都稲城市	111.2	111.2	14
17	三重県四日市市	111.2	111.2	14
21	千葉県市原市	111.1	111.2	14
21	東京都福生市	111.1	111.3	11
23	千葉県袖ヶ浦市	110.9	111.1	17
23	静岡県熱海市	110.9	111.0	22
25	東京都瑞穂町	110.8	110.9	28

順位	団体名	H25.7.1	H25.4.1	
		指数	指数	順位
26	埼玉県越谷市	110.7	111.0	22
26	東京都青梅市	110.7	109.3	101
26	兵庫県三田市	110.7	111.0	22
29	神奈川県逗子市	110.6	109.2	107
29	愛知県岩倉市	110.6	110.9	28
31	東京都調布市	110.5	110.8	30
31	愛知県犬山市	110.5	110.8	30
33	埼玉県入間市	110.4	110.6	37
33	東京都多摩市	110.4	109.4	93
33	神奈川県開成町	110.4	110.4	42
33	静岡県三島市	110.4	111.0	22
37	静岡県藤枝市	110.3	110.4	42
37	福岡県行橋市	110.3	110.3	47
39	埼玉県和光市	110.2	110.3	47
39	東京都羽村市	110.2	110.4	42
39	愛知県豊川市	110.2	110.2	52
39	大阪府阪南市	110.2	110.5	39
43	千葉県佐倉市	110.1	110.3	47
43	東京都狛江市	110.1	110.4	42
43	愛知県小牧市	110.1	110.2	52
43	大分県日田市	110.1	110.5	39
47	三重県鈴鹿市	110.0	110.1	57
48	福島県桑折町	109.9	109.9	64
48	千葉県木更津市	109.9	109.8	68
48	千葉県成田市	109.9	110.0	60

平成25年7月1日現在

(下位団体)

順位	団体名		H25.7.1	H25.4.1	
			指数	指数	順位
1	大分県	姫島村	76.8	78.6	1
2	新潟県	粟島浦村	79.6	79.6	2
3	北海道	夕張市	82.9	83.1	3
4	北海道	留萌市	85.3	85.5	4
5	青森県	大鱈町	87.7	87.7	5
6	沖縄県	与那国町	89.0	89.7	7
7	京都府	笠置町	90.1	90.9	8
8	鹿児島県	与論町	90.7	90.9	8
9	鹿児島県	伊仙町	90.9	91.0	10
10	沖縄県	渡名喜村	91.3	94.3	26
11	石川県	穴水町	91.7	92.8	14
12	愛媛県	上島町	91.9	91.4	11
13	東京都	御蔵島村	92.1	92.8	14
14	沖縄県	座間味村	92.2	92.2	12
15	沖縄県	伊平屋村	92.3	92.3	13
16	鹿児島県	徳之島町	92.6	93.5	20
17	石川県	中能登町	92.9	93.0	16
18	埼玉県	皆野町	93.0	93.0	16
19	沖縄県	多良間村	93.1	88.2	6
20	秋田県	八郎潟町	93.4	95.5	33
20	福井県	池田町	93.4	93.4	18
22	沖縄県	粟国村	93.5	93.4	18
23	愛媛県	愛南町	93.6	94.0	22
24	青森県	黒石市	94.0	94.7	28
24	奈良県	下北山村	94.0	94.0	22
24	沖縄県	北大東村	94.0	94.1	24

順位	団体名		H25.7.1	H25.4.1	
			指数	指数	順位
27	沖縄県	東村	94.1	94.3	26
28	石川県	宝達志水町	94.2	94.2	25
28	奈良県	天川村	94.2	93.9	21
30	東京都	三宅村	94.3	96.2	43
30	沖縄県	南大東村	94.3	95.6	35
32	岐阜県	白川町	94.7	95.4	32
33	長野県	売木村	94.8	96.9	54
34	愛媛県	伊方町	94.9	95.3	31
35	秋田県	井川町	95.0	95.0	29
36	東京都	青ヶ島村	95.2	95.2	30
37	岩手県	田野畑村	95.4	95.8	38
38	群馬県	神流町	95.5	95.5	33
39	大阪府	泉佐野市	95.6	95.8	38
40	群馬県	上野村	95.7	95.9	40
40	愛知県	東栄町	95.7	95.7	36
42	岐阜県	東白川村	95.8	96.2	43
43	長野県	泰阜村	96.0	96.1	42
43	鹿児島県	阿久根市	96.0	96.0	41
45	和歌山県	高野町	96.1	96.2	43
45	高知県	佐川町	96.1	95.7	36
45	福岡県	田川市	96.1	103.7	637
45	福岡県	うきは市	96.1	104.0	696
49	和歌山県	湯浅町	96.2	99.3	154
49	島根県	奥出雲町	96.2	99.4	158
49	宮崎県	西米良村	96.2	96.4	46

2 平均給与月額

<第11表 職種別平均給与月額(全地方公共団体)>

(単位:歳・円)

職種区分	年	平均年齢	平均給料月額	諸手当月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	国家公務員			
							平均年齢	平均俸給月額	平均給与月額	
全職種	H25	42.5	337,404	82,629	420,033	378,380	43.0	318,352 (343,646)	384,842 (413,983)	
	H24	42.7	339,171	82,459	421,630	380,826	42.8	317,013 (342,168)	382,800 (411,745)	
主な内訳	一般行政職	H25	42.8	328,842	80,177	409,019	370,822	43.1	307,220 (332,446)	376,257 (405,463)
		H24	43.1	331,189	80,081	411,270	373,923	42.8	304,944 (329,917)	372,906 (401,789)
	技能労務職	H25	48.3	319,325	61,370	380,695	356,855	49.9	272,119 (286,850)	309,534 (325,400)
		H24	48.1	318,959	61,907	380,866	357,233	49.7	270,465 (285,030)	307,506 (323,181)
	高等学校教育職	H25	44.8	383,266	60,590	443,856	420,485	—	—	—
		H24	44.8	384,493	61,280	445,773	422,397	—	—	—
	小・中学校教育職	H25	43.6	367,031	52,724	419,755	403,243	—	—	—
		H24	43.8	368,725	53,172	421,897	405,388	—	—	—
	警察職	H25	39.0	320,810	140,939	461,749	364,672	41.2	297,683 (316,267)	346,775 (367,489)
		H24	39.3	322,203	140,658	462,861	367,205	41.2	297,622 (316,195)	346,716 (367,421)

※ 1 「平均給料月額」とは、給料の調整額及び教職調整額を含む。

2 「諸手当月額」とは、月ごとに支払われることとされている扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものである。
(期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、特定任期付職員業績手当及び災害派遣手当は含まない。)

3 「平均給与月額」とは、平均給料月額と諸手当月額を合計したものであり、「平均給与月額(国比較ベース)」とは、比較のため国の公表資料と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

4 「高等学校教育職」には特別支援学校、専修・各種学校の教員を含み、「小・中学校教育職」には幼稚園の教員を含む。

5 国家公務員の数値については、「国家公務員給与等実態調査(人事院)」の結果によるものであり、一般行政職は行政職俸給表(一)、技能労務職は行政職俸給表(二)、警察職は公安職俸給表(一)の数値である。

6 国家公務員の「平均俸給月額」及び「平均給与月額」欄の下段括弧書きは、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

<第12表 団体区分別平均給与月額(一般行政職・H25)>

(単位:歳・円)

団体区分	平均年齢	平均給料月額	諸手当月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
全地方公共団体	42.8	328,842	80,177	409,019	370,822
都道府県	43.4	335,404	84,569	419,973	375,236
指定都市	42.3	332,553	112,278	444,831	391,372
市	42.7	326,837	73,320	400,157	366,159
町村	42.5	313,855	45,381	359,236	341,234
特別区	42.5	325,508	120,294	445,802	403,409
国	43.1	307,220 (332,446)	—	—	376,257 (405,463)

- ※ 1 平均給料月額、諸手当月額、平均給与月額及び平均給与月額(国比較ベース)は、第11表に同じ。
 2 国の欄の下段括弧書きは、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

3 特殊勤務手当

<第13表 団体区分別特殊勤務手当(4月分支給額・全職種・職員1人当たり)>

団体区分	H15		H24		H25		H24 → H25		H15 → H25	
	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり
全地方公共 団 体	(百万円) 18,101	(円) 5,813	(百万円) 15,329	(円) 5,529	(百万円) 15,581	(円) 5,653	(百万円) 252	(円) 124	(百万円) △ 2,520	(円) △ 160
都道府県	6,961	4,270	6,941	4,580	7,011	4,649	70	69	50	379
指定都市	2,642	10,910	1,136	4,678	1,113	4,621	△ 23	△ 57	△ 1,529	△ 6,289
市	5,213	7,585	5,190	7,265	5,284	7,450	94	185	71	△ 135
町 村	1,196	3,441	569	4,025	566	4,066	△ 3	41	△ 630	625
特別区	249	3,328	60	968	59	963	△ 1	△ 5	△ 190	△ 2,365

<第14表 職種別特殊勤務手当 職種別職員数及び職員1人当たり支給額(4月分)の推移>

職種区分	H15		H24		H25		H24→H25	H15→H25
	職員数	職員1人 当たり	職員数	職員1人 当たり	職員数	職員1人 当たり	職員1人 当たり	職員1人 当たり
全 職 種	(人) 3,113,826	(円) 5,813	(人) 2,772,480	(円) 5,529	(人) 2,756,186	(円) 5,653	(円) 124	(円) △ 160
一般行政職	965,356	1,032	834,873	414	832,814	427	13	△ 605
医師・歯科医師職	23,344	164,666	12,596	217,507	12,289	224,165	6,658	59,499
看護・保健職	157,095	16,610	96,473	13,369	94,425	13,498	129	△ 3,112
消 防 職	153,115	8,203	157,128	5,883	157,658	5,830	△ 53	△ 2,373
警 察 職	237,963	10,504	255,734	9,071	256,026	9,119	48	△ 1,385

※ 「高等学校教育職」には特別支援学校、専修・各種学校の教員を含み、「小・中学校教育職」には幼稚園の教員を含む。

(参考) 1人当たりの手当支給額の多い職種における特殊勤務手当の例

区 分	特殊勤務手当の例
医師・歯科医師職	・緊急診療手当(緊急の診療業務のため、勤務時間外に待機を命ぜられ、緊急業務に従事したとき)など
看護・保健職	・救急呼出手当(勤務時間外に救急業務に従事したとき)など
消防職	・消防業務手当(火災その他災害等の現場に出動した場合) ・緊急出勤手当(緊急の業務のため出勤した場合)など
高等学校教育職 小・中学校教育職	・教員特殊業務手当(災害時の緊急業務、引率指導業務、部活動の指導に従事したとき) ・教育業務連絡指導手当(学年主任等に対し支給)など
警察職	・銃器犯罪捜査従事手当(銃器を使用した犯人等の逮捕業務) ・爆発物処理作業手当(爆発物の回収、解体、爆破等の業務)など

国・地方の公務員給与の比較方法に関する意見交換について

1. 概要

国と地方の給与比較のあり方について、地方から様々な意見が寄せられていることを踏まえ、今後の国・地方の給与比較のあり方について意見交換の場を設け、平成25年12月～平成26年2月に2回にわたり議論を行った。

<メンバー>

総務省：公務員部長、公務員課長、給与能率推進室長

地方側：全国知事会、全国市長会、全国町村会の推薦団体（岐阜県、さいたま市、さぬき市、宮城県利府町）の部課長等

2. 意見交換における主な意見

- ・ 現行のラスパイレス指数には、一定の合理性や長年の実績がある。
- ・ 給与実態調査の公表の際、国と地方では手当に差があること、平均給与月額では地方の方が低いことなど分かりやすく公表すべきではないか。
- ・ 給与比較において、地域手当を何らかに加味すべきではないか。
- ・ 指定職の職務や責任、給与制度の相違はあるが、国の行政の中の典型的な職種でもあることから、ラスパイレス指数に指定職も含めた場合の試算をしてはどうか。
などの意見があった。

3. 意見を踏まえた対応

2の意見を踏まえ、地方公務員給与実態調査の公表において、以下の充実を図った。

- ① 国と地方の給与について、給与に占める給料と手当の状況、平均給与月額の推移などラスパイレス指数以外の数値を分かりやすく公表
→ポイント「2 平均給与月額」
- ② 各団体の地域手当支給率を加味した「地域手当補正後ラスパイレス指数」を算出し公表
→14頁「参考 地域手当補正後ラスパイレス指数」
- ③ ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値を算出し公表
→15頁「参考 ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値」

[参考] 地域手当補正後ラスパイレス指数

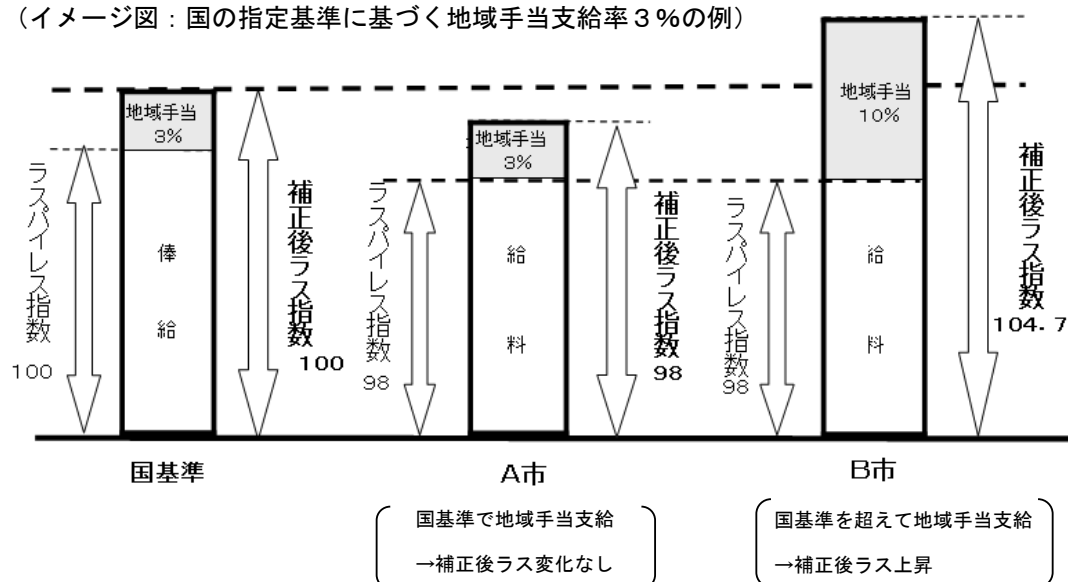
平成18年度からの国の給与構造改革に伴い、給料表の引き下げとともに、地域の民間賃金水準を基礎とした客観的な支給基準に基づく地域手当が導入されたことから、地域手当を加味した、地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数）を参考として算出したものである。

1 地域手当補正後ラスパイレス指数の算出方法

$$\text{地域手当補正後ラスパイレス指数} = \text{補正前のラスパイレス指数} \times \frac{1 + \text{当該団体の地域手当支給率}}{1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給率}^{\ast}}$$

※都道府県及び合併市町村については、分母を「1+国の指定基準に基づく地域手当の都道府県・合併市町村職員への加重平均支給率」として算出。

（イメージ図：国の指定基準に基づく地域手当支給率3%の例）



2 地域手当補正後ラスパイレス指数（団体区分別平均）

区 分	ラスパイレス指数		地域手当補正後ラスパイレス指数		差 引	
	A	(参考値)	B	(参考値)	B-A	(参考値)
全地方公共団体	106.9	98.8	106.7	98.7	△ 0.2	△ 0.1
都 道 府 県	107.4	99.3	106.9	98.8	△ 0.5	△ 0.5
指 定 都 市	109.1	100.8	108.8	100.5	△ 0.3	△ 0.3
市	106.6	98.5	106.7	98.6	0.1	0.1
町 村	103.2	95.4	103.4	95.6	0.2	0.2
特 別 区	108.2	100.0	108.2	100.0	0.0	0.0

※「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値

[参考] ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値

国の本府省の事務次官や局長等の指定職俸給表適用職員については、その職務と責任が特殊であり、給与制度についても昇給制度の適用がなく扶養手当などが支給されない等、行政職俸給表（一）適用職員と異なることから、地方公務員の一般行政職と比較するラスパイレス指数の対象には含めていない。

しかし、地方公共団体から指定職を含めてラスパイレス比較を行った数値の算出要望が多く出ていることを踏まえ、今般、試みとして算出したものである。

1 指定職俸給表が適用される主な官職

号俸	主な官職
八号俸	事務次官、 会計検査院事務総長、人事院事務総長、 警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官 等
七号俸	警視總監
六号俸	会計検査院事務総局次長、内閣府審議官、 公正取引委員会事務総長、警察庁次長、 総務審議官、外務審議官、財務官、技監、 原子力規制庁長官、経済社会総合研究所長 等
五号俸	試験所・研究所・病院又は療養所の長 等
四号俸	内部部局の長、 試験所・研究所・病院又は療養所の長 等
三号俸	外局の次長、 試験所・研究所・病院又は療養所の長 等
一号俸又は二号俸	本府省の部長 等、 その他上記に掲げる施設以外の長 等

指定職俸給表適用職員数（平成 25 年 4 月 1 日現在） 843 人

（行政職俸給表（一）適用職員数（ " ） 139,545 人）

2 ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値（団体区分別平均）

＜試算方法＞

- ① 指定職俸給表適用職員については、上記 843 人全てを含める。
- ② 指定職には管理職手当が支給されず、指定職の俸給額（給料額）には管理職手当相当額も含まれていると考えられることから、管理職手当相当額を減じて計算する。
- ③ ①②を踏まえて、「平成 25 年国家公務員給与等実態調査」による「行政職俸給表（一）」と「指定職俸給表」の 2 つの集計表の「人員」「平均俸給額」を、経験年数階層別・学歴別に合算して仮定計算した「平均俸給額」を算出し、これを用いてラスパイレス指数と同様に算出する。

平成 25 年 4 月 1 日現在

区 分	ラスパイレス指数		指定職を含めた 場合の試算値		差 引	
	A	(参考値)	B	(参考値)	B-A	(参考値)
全地方公共団体	106.9	98.8	106.3	98.2	△ 0.6	△ 0.6
都 道 府 県	107.4	99.3	106.9	98.7	△ 0.5	△ 0.6
指 定 都 市	109.1	100.8	108.5	100.3	△ 0.6	△ 0.5
市	106.6	98.5	106.1	98.0	△ 0.5	△ 0.5
町 村	103.2	95.4	102.7	94.9	△ 0.5	△ 0.5
特 別 区	108.2	100.0	107.6	99.4	△ 0.6	△ 0.6

※「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値

地方財政計画の役割

地方交付税法（昭和25年法律第211号）

（歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務）

第7条 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 1 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - ロ 使用料及び手数料
 - ハ 起債額
 - ニ 国庫支出金
 - ホ 雑収入
- 2 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - ロ 国庫支出金に基づく経費の総額
 - ハ 地方債の利子及び元金償還金

【地方財政計画の役割】

① 国家財政・国民経済等との整合性の確保

→ 国の毎年度の予算編成を受けて、予算に盛り込まれた施策を具体化するとともに、地方財政との調整を図る。

② 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障

③ 地方団体の毎年度の財政運営の指針

したがって、次に掲げるような経費は地方財政計画には計上していない。

○歳入

- ・超過課税、法定外普通税、法定外目的税

○歳出

- ・国家公務員の給与水準を超えて支給される給与

平成26年度地方財政収支

(単位:兆円)

※()内は平成25年度当初の数値

→ 地域経済基盤強化・雇用等対策費 1.2(1.5)

歳出	給与関係経費	一般行政経費	投資的経費	公債費	その他
83.4兆円 (81.9兆円)	20.3 (19.7)	33.2 (31.8)	11.0 (10.7)	13.1 (13.1)	4.5 (5.1)

国・地方で折半

歳入	国庫支出金	地方債等	地方税・地方譲与税等	地方交付税	臨時財政対策加算	臨時財政対策債折半分
83.4兆円 (81.9兆円)	12.4 (11.9)	10.6 (10.3)	37.9 (36.5)	16.9(17.1)	2.6 (3.6)	2.6 (3.6)
				[法定率分等 13.6 (12.5)] [別枠加算 0.6 (1.0)]		

⑳地方一般財源総額 60.4兆円(㉕59.8兆円)

地方公務員給与実態調査規則（昭和三十三年六月三十日総理府令第五十七号）

最終改正：平成二六年三月二七日総務省令第二一号

（趣旨）

第一条 この府令は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である地方公務員給与実態統計を作成するための調査（以下「地方公務員給与実態調査」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

（調査の目的）

第二条 地方公務員給与実態調査は、地方公務員の給与の実態を明らかにし、あわせて地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を得ることを目的とする。

（調査の対象となる職員）

第三条 地方公務員給与実態調査の対象となる地方公務員は、特別職及び一般職に属する都道府県（都道府県の加入する一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）市町村（特別区並びに市、特別区又は町村の加入する一部事務組合及び広域連合で都道府県の加入しないもの並びに財産区を含む。以下同じ。）及び特定地方独立行政法人の職員のうち、次の各号に掲げる者以外の者（以下「職員」という。）とする。

- 一 地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第三条第三項第三号から第五号まで及び同法附則第二十一項に規定する職にある者
- 二 一般職に属する者で臨時又は非常勤のもの
- 三 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十一条の規定により派遣を受けた者（地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の規定により派遣を受けた者を除く。）

四 未帰還職員

- 2 前項第二号に掲げる者には、常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日以上ある月が次条に規定する調査の期日において引き続いて十二月を超える者は含まないものとする。

（調査の期日）

第四条 地方公務員給与実態調査は、昭和四十三年以降五年ごとに四月一日現在で行う。

（調査事項）

第五条 地方公務員給与実態調査は、次の各号に掲げる事項につき、職員の職務の実態に応じて、地方公務員給与実態調査票（以下「調査票」という。）によつて行う。

- 一 所属する都道府県又は市町村の名称
- 二 所属する公署の名称

- 三 氏名
- 四 性別
- 五 生年月日及び年齢
- 六 学歴、資格及び免許
- 七 経験月数
- 八 職種
- 九 職務
- 十 職務上の地位
- 十一 給与の支出される会計の別
- 十二 採用時における前歴の有無
- 十三 採用年月
- 十四 給与の月額
- 十五 報酬及び給料の月額
- 十六 諸手当の月額
- 十七 年間給与の額
- 十八 その他前各号に掲げる事項に関連する事項

(調査票の種類及び様式)

第六条 調査票の種類は、一般職職員用及び特別職職員用とする。

2 調査票の様式は、総務大臣が定める。

(報告義務)

第七条 職員は、調査票に記載された事項について、総務大臣に報告しなければならない。

2 前項の報告は、調査票によつて行なうものとする。

(調査票の提出)

第八条 職員は、調査票二部に所定の事項を記入し、当該職員の属する地方公共団体の長（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員にあつては、都道府県知事）に提出しなければならない。

2 前項の調査票の提出を受けた地方公共団体の長は、これに所定の事項を記入し、一部を保管し、他の一部を総務大臣の定める期日までに、総務大臣（都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市以外の地方公共団体の長にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣）に提出しなければならない。

(集計事項)

第九条 地方公務員給与実態調査において集計すべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 地方公共団体別、会計別及び職種別の職員数及び給与月額について、次に掲げる